

|      |   |
|------|---|
| 資料番号 | 1 |
|------|---|

## 令和7年広島県議会9月定例会提案見込事項

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を  
改正する条例（案）について

令和7年9月11日

警 察 本 部

## 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例 の一部を改正する条例（案）について

### 1 改正の趣旨

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（以下「条例」という。）では、警察官に支給する被服の品目等を規定しており、これに基づいて支給しているところであるが、「警察法施行令」（以下「政令」という。）が一部改正されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

### 2 改正の概要

#### (1) 政令の一部改正について

警察官に任命後初めて支給する支給品の品目からスカートが削除された。

女性警察官の職域拡大等に伴い、現場警察活動においては機動性を重視してズボンを着用しており、全国的にスカートがほぼ使用されていない実態を踏まえてスカートが廃止されたもの。

#### (2) 条例改正案

前記のとおり改正されたことから、条例を下表のとおり改正する。

| 条例改正（案）                            |  |
|------------------------------------|--|
| 条例第2条第3項に規定する警察官に任命後初めて支給する支給品の品目等 |  |
| 現行                                 | 冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。 |
| 改正(案)                              | 冬服、合服及び夏服ズボンについては二着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては三着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては二個とする。         |

### 3 施行日

公布の日とする。